秋田公立美術大学情報システム運用基本規程

平成30年11月28日 規程第 18 号

(目的)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学における情報セキュリティの基本 方針に関する規程(平成30年公立大学法人秋田公立美術大学規程第17号。 以下「基本方針」という。)第2条の規定に基づき、秋田公立美術大学 (以下「本学」という。)における情報システムの運用および管理に関 し必要な事項を定め、もって本学が保有する情報の保護と活用および適 切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学情報システムを運用・管理するすべての者ならびに利用者および臨時利用者に適用する。

(定義)

- 第3条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 情報システム 情報処理および情報ネットワークに係わるシステム であって次のものをいい、本学の情報ネットワークに接続する機器を 含む。
 - ア 本学により、所有又は管理されているもの
 - イ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの
 - (2) 情報 次のものをいう。
 - ア 情報システム内部に記録された情報
 - イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
 - ウ 情報システムに関係がある書面に記載された情報
 - (3) 情報資産 情報システムならびに情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報および情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。
 - (4) ポリシー 本規程、基本方針および情報セキュリティインシデント

対応チーム運営規程をいう。

- (5) 実施規程 ポリシーに基づいて策定される規程又は基準および計画をいう。
- (6) 手順 実施規程に基づいて策定される具体的な手順、マニュアル又はガイドラインをいう。
- (7) 教職員等 本学を設置する法人の役員、本学に勤務する常勤又は非 常勤の教職員(派遣職員を含む。) その他全学総括責任者が認めた者 をいう。
- (8) 学生等 秋田公立美術大学学則(平成25年規程第1号)および秋田 公立美術大学大学院学則(平成29年規程第5号)に定める学部学生、 大学院学生、研究生等、その他全学総括責任者が認めた者をいう。
- (9) 利用者 教職員等および学生等であって、本学の情報システムを利用する許可を受けて利用するものをいう。
- (10) 臨時利用者 教職員等および学生等以外の者であって本学の情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用するものをいう。
- (11) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性および可用性を維持することをいう。
- (12) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (13) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関し、意図的または偶発的に生じる、本学規程または法律に反する事故あるいは事件をいう。
- (14) Computer Security Incident Response Team 本学において発生した情報セキュリティインシデントに対処するため、本学に設置された体制(以下「CSIRT(シーサート)」という。)をいう。
- (15) 明示等 情報を取り扱う全ての者が当該情報の格付について共通の 認識となるようにする措置をいい、情報ごとに格付を記載することに よる明示のほか、当該情報の格付に係る認識が共通となるその他の措 置を含む。

(全学総括責任者)

- 第4条 本学情報システムの運用に係る責任者として、全学総括責任者を 置く。
- 2 全学総括責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。
- 3 全学総括責任者は、実施規程の制定ならびに情報システム上での各種問題に対する処置を行う。
- 4 全学総括責任者は、全学の情報基盤として供される本学情報システムのうち情報セキュリティが侵害された場合の影響が特に大きいと評価される情報システム(以下「全学情報システム」という。)を指定することができる。
- 5 全学総括責任者は、全学向け教育および全学情報システムを担当する 部局担当者向け教育を統括する。
- 6 全学総括責任者に事故があるときは、全学総括責任者があらかじめ指 名する者が、その職務を代行する。

(全学実施責任者)

- 第5条 本学に全学実施責任者を置き、事務局長をもって充てる。
- 2 全学実施責任者は、全学総括責任者の指示を受け、ポリシー、実施規 程および手順等に基づき、本学の情報システムの整備と運用を行う。
- 3 全学実施責任者は、情報システムの運用に携わる者および利用者に対して、情報システムの運用および利用ならびに情報システムのセキュリティに関する教育を企画し、ポリシー、実施規程および手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

(部局責任者および部局副責任者)

- 第6条 本学に部局責任者および部局副責任者を置き、全学統括責任者が 指名する者をもって充てる。
- 2 部局責任者は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 各情報システムの運用方針の決定および各情報システムにおける各種問題に対する処置
 - (2) 各情報システムの構成の決定や技術的問題に対する処置
- 3 部局副責任者は、部局責任者を補佐する。

(部局担当者)

- 第7条 各情報システムの管理上必要な単位ごとに部局担当者を置き、全 学統括責任者が指名する者をもって充てる。
- 2 部局責任者は部局担当者を兼務することができる。
- 3 部局担当者は、部局責任者の指示を受け、各情報システムの運用の技術的実務を担当し、利用者への教育を補佐する。

(全学情報システム運用委員会)

- 第8条 本学情報システムの円滑な運用のための最終決定機関として、本学に全学情報システム運用委員会を置き、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 全学総括責任者
 - (2) 全学実施責任者
 - (3) 部局責任者および部局副責任者
 - (4) 部局担当者
- 2 全学情報システム運用委員会に委員長を置き、全学総括責任者をもって充てる
- 3 全学情報システム運用委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 全学向け教育の実施ガイドラインの制定および改廃
 - (2) 情報システムの運用と利用および教育に係る規程又は手順の制定ならびに改廃
 - (3) 情報システムの運用と利用に関する教育の年度講習計画の制定および改廃ならびにその計画の実施状況の把握
 - (4) 情報システム運用リスク管理に関する規程の制定および改廃ならび に情報システム運用リスク管理の実施状況の把握
 - (5) 情報システム非常時行動計画の制定および改廃ならびにその実施
 - (6) 情報セキュリティインシデントの再発防止策の検討および実施
- 4 全学情報システム運用委員会は、ポリシー、実施規程および手順について、見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行うものとする。

(全学情報システム管理運営部局)

- 第9条 全学情報システム運用委員会の事務は総務課において処理し、総 務課は次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 全学情報システム運用委員会の運営に関する事務
 - (2) 本学の情報システムの運用と利用におけるポリシーの実施状況のとりまとめ
 - (3) 講習計画、リスク管理および非常時行動計画等の実施状況の取りまとめ
 - (4) 本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報 (情報セキュリティインシデントに備えた体制の整備)
- 第10条 全学総括責任者は、情報セキュリティインシデントの発生時に迅速かつ円滑な対応を図るため、CSIRTを設置する。
- 2 CSIRTは、教職員等のうち専門的な知識又は適性を有すると認め られる者で構成し、全学総括責任者が指名する。
- 3 情報セキュリティインシデントへの対処における責任者として、CSIRT責任者を置く。
- 4 全学総括責任者は、情報セキュリティインシデントが発生した際、直ちに自らへの報告が行われる体制を整備する。
- 5 CSIRTの組織および運営については、別に定める。 (情報の格付け)
- 第11条 全学情報システム運用委員会は、情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性および可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付けおよび取扱制限の指定ならびに明示等の規定を整備するものとする。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

- 第12条 全学実施責任者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行 為の防止に関する措置について、別に規程を整備するものとする。
- 2 本学情報システムを運用・管理する者ならびに利用者および臨時利用者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずるものとする。

(情報システム運用の外部委託管理)

第13条 全学総括責任者は、本学の情報システムの運用業務の全て又はその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、本学情報システムの運用および管理について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成30年11月28日から施行する。